

保護者の皆さんへ

令和7年度 就学援助 (学用品などの補助)のお知らせ

能勢町教育委員会

就学援助とは…

能勢町では、経済的理由によって学用品費や就学に関する費用のお支払いがお困りの世帯に対して、教材、修学旅行費等の就学に関する一部の費用を援助しています。

- ◆ 就学援助を希望される方は、次の説明を熟読いただき、必要書類を添えて申請してください。
- ◆ 就学援助の申請は毎年必要です。令和6年度に認定されていた方であっても、今年度の受給を希望される方は申請をしてください。

※ 審査を行いますので、申請した方全員が必ず支給を受けられるとは限りません。

1 申請対象者

次の(1)(2)全ての要件に該当する方

(1) 能勢ささゆり学園に在学している児童生徒の保護者

(2) 令和 7 年度において能勢町就学援助の認定基準(以下参照)のいずれかに該当する方

該 当 理 由		申請書に添付する書類
①	生活保護が停止または廃止された方	○生活保護廃止証明書等 ※コピー可
②	町民税(所得割及び均等割)が非課税である方	○令和7年度分住民税課税証明書原本(注) (注)令和7年1月1日現在、世帯全員が能勢町に住民登録がある場合は添付不要です。 ただし、所得未申告の方は申告が必要です。
③	町民税が減免された方	○町民税・府民税税額変更通知書 ※コピー可
④	個人事業税が減免された方	○個人事業税減免決定通知書 ※コピー可
⑤	国民年金保険料が減免された方	○国民年金保険料免除申請承認通知書 ※コピー可
⑥	国民健康保険税が減免または徴収を猶予された方	○国民健康保険税更正決定通知書 ※コピー可 ○徴収猶予承認通知書 ※コピー可
⑦	児童扶養手当を受給されている方	○児童扶養手当支給決定通知または証書 ※コピー可
申請年度に以下の⑧～⑪のいずれかに該当し、世帯の経済状態が著しく悪化していると認められる者(「保護者」は主たる生計維持者に限る)		A 令和7年度分住民税課税証明書原本 (注)令和7年1月1日現在、世帯全員が能勢町に住民登録がある場合は添付不要です。 ただし、所得未申告の方は申告が必要です。 B 現在の経済状態を証明する書類(給与明細等)
⑧	保護者が死亡された方	上記 AB
⑨	保護者の疾病があった方	上記 AB の他、保護者の疾病が確認できるもの(休職証明書等)
⑩	保護者の廃業・失業等があった方	上記 AB の他、保護者の廃業・失業等がわかるもの(雇用保険受給者資格者証、離職票、廃業届等)
⑪	災害等に罹災し、世帯における経済状態・生活状況が著しく悪化された方	上記 AB の他、罹災証明書等被害を証明できるもの

※②③④⑤⑥の書類については、同一世帯の対象者全員分が必要になります。

2. 申請方法

- ・学校又は教育委員会学校教育総務課(以下担当課)で申請書入手し、添付書類とあわせて学校または担当課へ提出してください。
 - ・添付書類が揃い次第速やかに提出してください。ただし、令和8年3月25日以降の申請は受付できませんので、ご留意いただきますようお願いいたします。
(学校では申請書の内容確認・判断はいたしません。)
 - ・年度途中で申請される場合は、転入学の事由の場合を除き、理由書(任意様式)を添付のうえ申請を行ってください。
- ◎ 生活保護の教育扶助が停止または廃止になっても、就学援助の申請が無いと援助は受けられません。援助を希望される場合は、就学援助の申請を行ってください。

3. 主な援助の内容

【令和7年度 年間支給額】

		前期課程		後期課程	
		1 年生	2～6 年生	7 年生	8・9 年生
学用品費等		11,630 円	13,900 円	22,730 円	25,000 円
新入学(後期課程進級)学用品費		57,060 円	—	63,000 円	—
※既に同様の費目である新入学(後期課程進級)準備金の支給を受けた方は対象外					
校外活動費	日帰り	実費(上限;1,600 円)		実費(上限;2,310 円)	
	宿泊	実 費			
修学旅行費(実費)		実 費			
その他、アルバム代等、オンライン学習通信費(オンライン学習の実施が認められた場合のみ対象)について一部を援助します。					

- ※ 生活保護法による教育扶助を受けているご家庭の援助費は、修学旅行費に限ります。
- ※ 令和7年度の学用品費等は、「学用品等支援事業」の支給金額を超える部分について、支給基準に従い給付します。この支給時期については、各学年の学校徴収金(教材費など)の金額により異なりますので、給付時に、学校から対象の家庭へ配付する案内文をご確認ください。
- ※ 学校徴収金(教材費など)の引き落としが確認できない場合には、援助費を徴収金に充てさせていただきます。

4. 支給方法

- 学校が事務を執り行い、年3回(7月、12月、3月)に分けて支給します。
- ※年度途中で申請される場合は、認定した時点の期間以降の分を支給します。

5. 認定審査結果及び支給方法

申請された方への審査結果については、認定・不認定にかかわらず、学校を通じて申請者に通知します。

◆注意事項

申請にあたっては、可否判断のため、住民基本台帳法に基づく世帯状況、生活保護法に基づく教育扶助の受給状況、児童扶養手当の受給状況、町民税の課税状況等家族全員について担当課が調査することを承諾のうえ、行ってください。

【問合せ】

能勢町教育委員会
学校教育総務課学校指導担当
TEL734-2693(直通)
FAX734-3884